

別紙 4

標 準 作 業 書

(破 碎 業)

本書は、あくまで参考例であるので、作業実態にあわせて適宜修正を加えること。

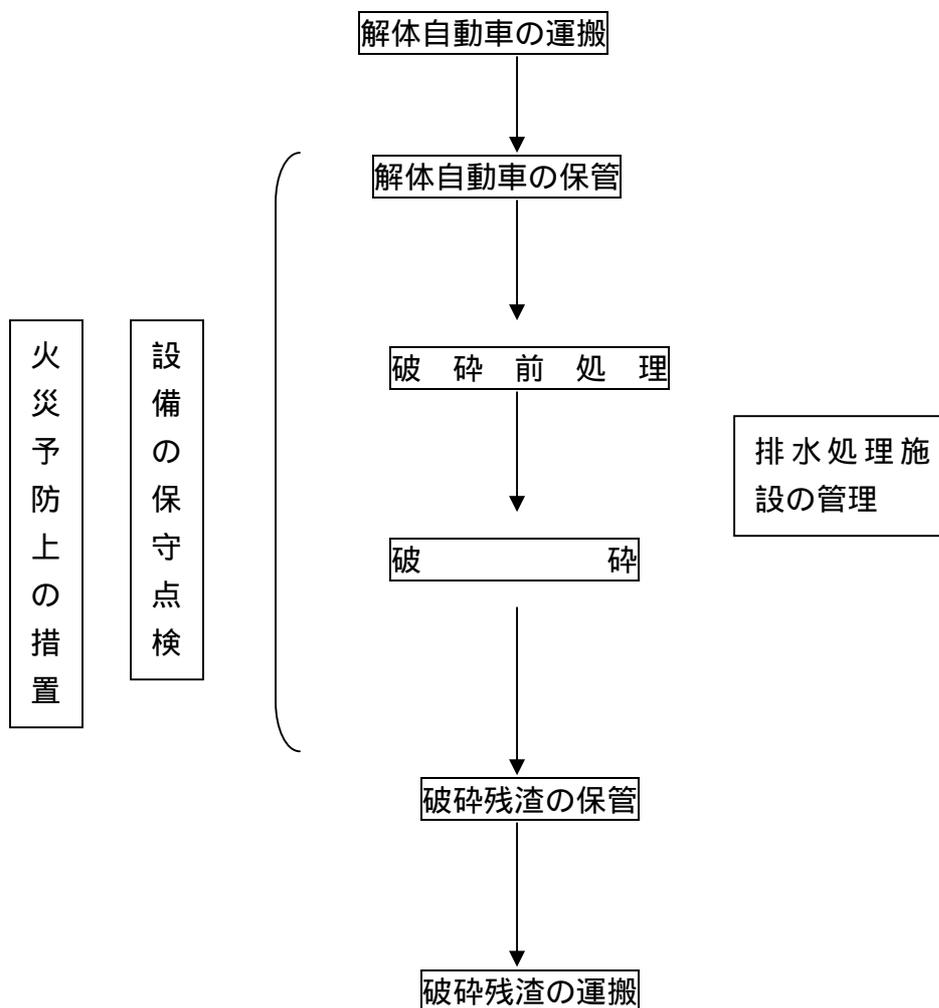
会社名 _____

平成 年 月 日 制定
平成 年 月 日 改訂

目次

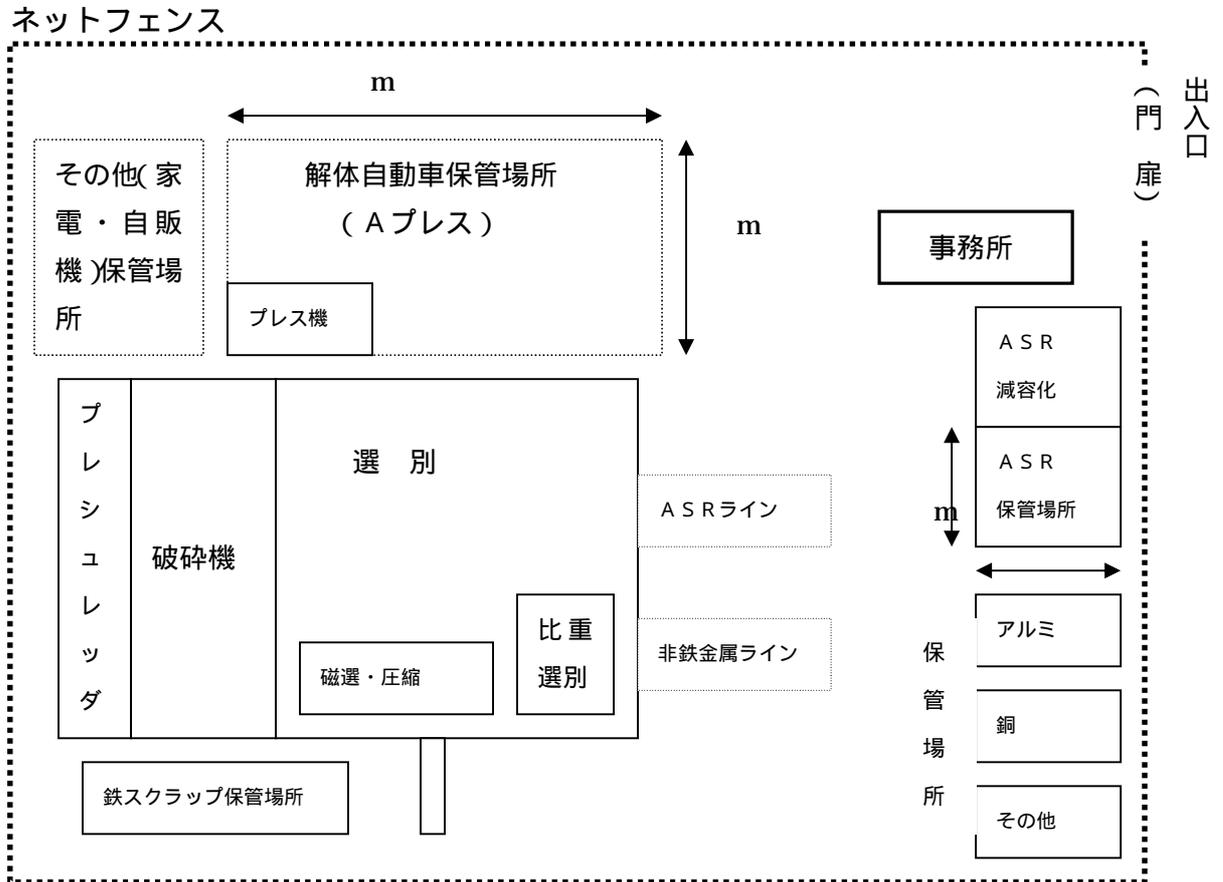
	頁
1 . フローチャート（処理の流れ）	3
2 . 事業所の配置図	4
3 . 解体自動車の運搬の方法	5
(1) 自社車輛による運搬	
(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
4 . 解体自動車の保管	5
(1) 保管場所の範囲の明確化	
(2) 保管の方法	
5 . 解体自動車の破砕前処理の方法	5
(1) 圧縮の方法（プレス機の例）	
(2) 剪断の方法（ギロチンシャーの例）	
(3) 破砕前処理品の運搬先	
(4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置	
6 . 解体自動車の破砕の方法	7
(1) 破砕の手順（プレシュレッダ+シュレッダの場合）	
7 . 自動車破砕残渣の保管の方法	7
(1) 保管設備の構造、使用方法等	
(2) 保管方法等	
(3) 破砕残渣以外の他の残渣を混入しないための方法	
8 . 排水処理施設の管理の方法	7
9 . 破砕業の用に供する施設の保守点検	8
(1) 保守点検計画等	
10 . 火災予防上の措置	8
(1) 危険物への対応	
(2) 労働安全衛生法への対応	
(3) 事故時（火災時）の応急対応方法	
(4) 緊急通報体制	
(5) 従業員への周知・教育・訓練	
11 . 自動車破砕残渣の運搬方法	10
(1) 自社車輛による運搬	
(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	

1. フローチャート (処理の流れ)



2. 事業所の配置図

(例) 同一敷地内で保管、破碎を行う場合



3. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車輛による運搬

解体自動車の運搬車輛への積み卸しは、フォークリフトにより行い、当社事業所及び破砕業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。

使用車種	最大積載量	登録番号

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社への運搬は、原則、自社の車輛輸送車で行うこととするが、車検、修理その他の事由で委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

業者名 _____ 許可番号 _____

業者名 _____ 許可番号 _____

4. 解体自動車の保管

(1) 保管場所の範囲の明確化

保管場所は、配置図に記載のとおり。

保管場所の区域に白線を引いてその範囲を明示する。

保管場所の面積は、_____ m²

(2) 保管の方法

圧縮していない解体自動車を保管する場合は、積み重ねる際は囲いから3 m以内では2段積み3 mまで、その内側では3段積み4.5 mまでとする。

圧縮後の解体自動車については、50%勾配にて積み上げる

<トラック等大型車を保管する場合>

5. 解体自動車の破砕前処理の方法

(1) 圧縮の方法(プレス機の例)

圧縮の状況の写真

(2) 剪断の方法 (ギロチンシャーの例)

剪断の状況の写真

(3) 破碎前処理品の運搬先

破碎業者_____

解体自動車全部利用者_____

(4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置

< 移動型施設の場合 >

6．解体自動車の破砕の方法

(1) 破砕の手順(プレシュレッダ+シュレッダの場合)

破砕の状況の写真

7．自動車破砕残渣の保管の方法

(1) 保管設備の構造、使用方法等

<屋根がある場合>

<屋根がない場合>

(2) 保管方法等

(3) 破砕残渣以外の他の残渣を混入しないための方法

8．排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る)

<油水分離装置による場合>

写真

<排水処理施設による場合>

写真

9 . 破砕業の用に供する施設の保守点検

(1) 保守点検計画

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
1 プレス機	破損の有無		
2 剪断機			
3 一次破砕機			
4 破砕機			
5 選別機			
6 コンベア	破損の有無 異常音の有無		
7 囲い等	破損の有無 施錠の適否		
8 床面	ひび割れの有無 鉄板溶接部の隙間の有無 油膜の有無		
9 排水処理施設	放流水質 堆積物の量		
1 0 排水溝	破損の有無 ごみ・異物の撤去		
1 1 公害防止機器	破損の有無 貯留量の確認		

1 0 . 火災予防上の措置

(1) 危険物への対応

管理者の選任

危険物の取り扱いに関する管理者を選任する。

危険物保安監督者：

危険物管理責任者：

消火器の設置場所、本数等

決められた場所以外で火気を使用する場合は、防火責任者の許可を得る。

消火器、表示盤、看板の点検を実施する。(3 ヶ月に 1 回。防火責任者)

喫煙場所以外では喫煙しない。

消火器の配置状況の写真

(2) 労働安全衛生法への対応

アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合
作業主任者：

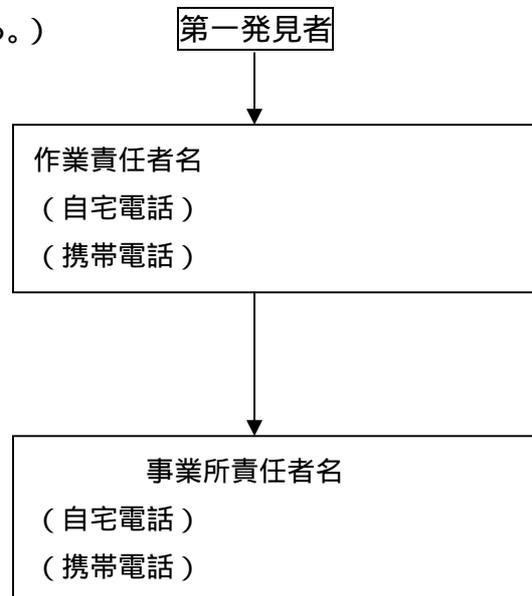
(3) 緊急通報体制

火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業場及び事務所の見やすい場所に掲げる。

また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。

(例) 緊急連絡体制図

(電話番号を記入する。)



(4) 従業員への周知・教育・訓練

危険物の取り扱い、高圧ガスの取り扱い等について従業員全員が理解・実践できるように年 回、周知・教育を実施する。

また、必要に応じ、緊急時における措置について訓練を行う。

周知・教育項目

消火器等消火設備の取り扱い方法

緊急時（火災時）の対応方法

1 1 . 自動車破碎残渣の運搬方法

(1) 自社車輛による運搬

破碎残渣はダンプ、コンテナバンに搭載し、被覆シートで覆いをして雨による濡れ、飛散流出がないように輸送する。

使用車種	最大積載量	登録番号

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

業者名

許可番号

業者名

許可番号